

消費税率改定に伴う下水道使用料金の経過措置について

令和元年10月1日に消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日に下水道使用料金の改定をいたします。

ただし、令和元年9月30日以前から継続して下水道をご使用の方は、経過措置により税率は次のように適用されます。

偶数月検針地区

令和元年12月検針分から10%の消費税率が適用されます。

検針月	税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分	8%	検針 ← 使用期間 → 検針					
12月検針分	10%			検針 ← 使用期間 → 検針			

奇数月検針地区

令和2年1月検針分から10%の消費税率が適用されます。

検針月	税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
11月検針分	8%		検針 ← 使用期間 → 検針				
1月検針分	10%				検針 ← 使用期間 → 検針		

【ご注意】

下水道の使用開始日が令和元年10月1日以降の場合、令和元年10月検針分及び11月検針分から10%の消費税が適用されます。

お問い合わせ先

大洲市建設部下水道課 TEL 0893-24-1720